

地域コミュニティ政策及びNPO政策についての答申書及び意見書（平成28年10月20日提出）  
抜粋（奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の改正について）

〈答申書・基本方針〉

- (1) 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の改正にあたっては、地域自治協議会に関する記述を  
求める。

(定義) 地域自治協議会

共同体意識の形成が可能な一定の地域において、その地域の市民、市民公益活動団体、事業者、  
学校その他の多様な主体(以下「市民等」という。)が一体となって民主的に地域づくりを行う組織をいう。

- (2) 地域自治協議会の設置に係る規定を追加する。

- 1 市民等は、主体的かつ一体となって地域の課題解決を図るとともに、住みよいまちをつくるため、市  
長の認定を受けて地域自治協議会を設置することができる。
- 2 地域自治協議会の運営は、民主的で透明性が確保されたものでなければならない。
- 3 地域自治協議会の設置及び認定に関し必要な事項は、規則で定める。

- (3) 地域自治協議会の運営に係る規定を追加する。

- 1 地域自治協議会の組織及び運営は、次に掲げる事項を基本とする。
  - (1) 市民等にかかれた取組みを行うこと。
  - (2) 組織及び運営に関する基本的な事項を定めた会則を定めるとともに、意思決定を行うための機関  
を設置すること。
  - (3) 意思決定を行う会議について、市民等に公開されているなど民主的で透明性を持った運営を行う  
こと。
- 2 地域自治協議会の意思決定機関の構成等については、別に定める。
- 3 地域自治協議会は、より効果的な取組みの実現のために、情報共有や連絡調整を積極的に図るよ  
う努めるものとする。

〈意見書〉

4. さらなる修正努力を求める問題

(2) 地域自治協議会の設置及び運営について

地域自治協議会の設置及び運営については、当初の条例改正案では、形式面の組織「設置」が印象  
的に捉えられていた傾向にあったことを反省し、地域自治協議会の目的や趣旨をさらに明確にした  
うえで、「運営」についても理解してもらう記述が必要である。

ただ、実際の地域自治協議会の運営については、審議会としても具体的な事項までを記述するに  
至っていないが、その「方向性」については条例に盛り込むことを求めたい。